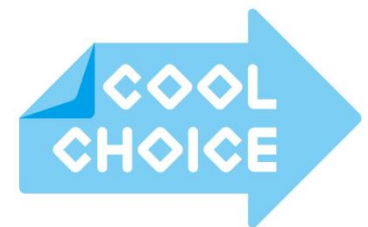


令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業 概要

令和2年4月
(公募説明資料)

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

Ver.1.0



補助事業について

地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業



環境省

【令和2年度予算 842百万円（842百万円）】

市町村の首長が先頭に立ち、地域の企業・民間団体等と連携して、各地域における持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す、通年に渡る活動を支援します。

1. 事業目的

- ・地域の様々な活動主体が連携し、きめ細かな地域単位での取組を促進させることで、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた地域住民の積極的かつ自発的な行動・定着につなげ、地域の特色に合った地球温暖化対策を効果的に推進する。
- ・本事業の実施結果等を踏まえ、人々の意識や行動の変容を一層促進し、CO₂排出削減に寄与する政策の展開につなげる。

2. 事業内容

- (1) 地方公共団体等と連携したCO₂排出削減促進事業（672百万円）
地域の企業・団体や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、自治体の首長が先頭に立ち、企業・民間団体等と連携して、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を展開する事業に対して支援を行う。
- (2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業（170百万円）
地域コミュニティの地域に密着した発信力を最大限活かし、身近な地域における地球温暖化の現状や影響や対策、課題等に関する取材や情報を基に、地域住民の関心を高め、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を展開する事業に対して（特に若年層対象・双方向型の番組等は重点的に）支援を行う。

4. 事業イメージ

- (1) 地方公共団体等と連携したCO₂排出削減促進事業
【補助対象 定額・定率（上限あり）】
環境省→非営利団体
→市区町村・地方公共団体と連携して事業を行う
民間企業・団体等
【実施数】
約1,700自治体に対して100箇所程度、民間企業10箇所程度



3. 事業スキーム

- 事業形態
 - (1) 間接補助事業（定額（中核市以上は総事業費の3/4の定率））
 - (2) 間接補助事業（定額）
- 補助対象
 - (1) 市区町村・民間事業者・団体
 - (2) 民間事業者・団体
- 実施期間
平成26年度～（地球温暖化対策計画の見直しに合わせて見直し）

- (2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業
【補助対象 定額（上限あり）】
環境省→非営利団体→民間企業等
【実施数】30箇所程度



お問合せ先： 環境省 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室（03-5521-8341）

1 . 補助金の目的と性格①

- 本事業は、日本の約束草案に掲げられた2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、地方公共団体や地方公共団体と連携して事業を行う民間企業・団体、コミュニティ放送局を運営する民間企業及び一部事務組合等の地域密着型の放送メディアが、各種団体と連携して、各地域の生活様式や個々のライフスタイル・ワークスタイル等に応じて、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図ることを目的としています。

1. 補助金の目的と性格②

○本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）交付要綱（平成29年3月29日付け環地温発第1703297号。以下「交付要綱」という。）及び地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業実施要領（平成29年3月29日付け環地温発第1703298号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定を解除する措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

2. 補助金交付の対象となる事業

(1) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業

1) 対象事業の要件

地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間企業・団体が主体となり、地域内の各種団体と連携して、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を展開する事業とします。

2) 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同している、次に掲げる者とします。

ア 政令指定都市・特別区・中核市

イ ア以外の市区町村

ウ 地方公共団体（都道府県又は市区町村）と連携して事業を行う民間企業・団体
なお、ウの場合、別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者である
こととします。

3) 補助金の交付額（別表第3参照）

ア 政令指定都市・特別区・中核市の場合 補助率 3 / 4（600万円を上限とする。）

イ ア以外の市区町村の場合 定額（500万円を上限とする。）

ウ 地方自治体（都道府県又は市区町村）と連携して事業を行う民間企業・団体の場合
定額（800万円を上限とする。）

4) 事業の実施期間

交付決定を受けた日から令和3年2月28日までの間とします。

※当該事業に係る全ての支払を2月末日までに完了する必要があります。

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

(2) 審査について

提出された応募書類をもとに、①補助要件確認審査、②外部有識者等から構成される審査委員会による審査を厳正に行います。

【補助要件確認審査ポイント】

- ・ 交付規程及び公募要領に定める各補助要件を満たしているか。
なお、要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とします。
- ・ 必要な書類が漏れなく提出されているか。
- ・ 提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されているか。
- ・ 説明に必要な資料が添付されているか。

各事業における主な審査のポイントについて①

（１）地方公共団体と連携したCO2 排出削減促進事業

- ア.持続可能な脱炭素社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図るものであること。
- イ. 市町村又は特別区の長が、取組の宣言（報道発表やHP上での発信）等を通じ、地域の地球温暖化対策としての位置付け及び目標を明確にしていること。
（民間企業・団体の場合は、応募申請者自身の地球温暖化対策への取組状況及び目標を明確に示していること。）
- ウ. 地域の各種団体と連携した事業であること。（民間企業・団体の場合は、地方公共団体との連携内容について、事前の企画立案に関わる情報や意見の交換・当日の参加・事前又は事後の広報など具体的に記載すること。）
- エ. 地域性を捉えた取組のテーマを設定していること。当該テーマに応じた適切な訴求対象・内容・方法・時期が具体的に示されていること。

各事業における主な審査のポイントについて②

オ. 次の要素が含まれている場合は、加点する。

- ・ 設定されている訴求対象に、児童・生徒・学生等の若年層が含まれること。
- ・ 地域の住民や企業・団体等による継続的な取組を促す仕組みがあること
- ・ 脱炭素社会づくりに資する消費行動（製品・食・住まい・サービス・移動等の選択）と参加者の理解・体験を結び付ける取組であること
- ・ 環境問題に対する関心が低い層にもアプローチする観点から、環境を主なテーマとしない、多数の参加が見込まれるイベントやネットワークと連携した取組であること
- ・ ITやSNS等を活用するなど効果的な手段により、参加の輪を広げ、行動変容を促す仕組みがあること（WEBによる配信等含むが、自らの団体を宣伝する内容は対象としない）
- ・ 環境省「ガラスの地球を救え！」プロジェクトのアニメ作品（地球との約束・私たちの約束）を上映すること（<http://chikyuproject.jp/>）

カ. 地域循環共生圏の構築に資する以下の内容を含む事業には加点する。

- ・ 地域課題を定義の上、地域のステークホルダー（利害関係者）を巻き込み、地域課題の解決につながる施策を実施する
- ・ 持続可能な範囲で地域資源を活用し、地域経済で循環する資金を拡大する仕組みを構築する
- ・ 近隣地域と連携し、その地域の人材、資金、自然資源等を有効に活用しあって相乗効果を得ることで地域の活性化を図る

キ. 事業経費が妥当であること。

ク. 事業の実施スケジュールが妥当であること。

（３）審査結果の通知

審査の結果は全ての応募申請者に対して通知します。令和２年６月中旬頃を予定しています。

4. 応募に当たっての留意事項①

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な別表第2—1並びに別表第2—2に定める経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

ただし、地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業において、地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業に応募申請可能な事業者（コミュニティ放送局）を活用する経費は補助対象となりません。

(3) 効果的な事業計画の立案及びPDCAサイクルによる事業実施等

補助事業の審査では、事業計画を重視します。事業計画の策定に際しては、テーマに応じて、「誰に、何を、いつ、どのように」訴求するべきか、データに基づいた効果的な発信に係る計画立案方法をまとめた＜別添2：地域における地球温暖化防止活動に係るPLAN集＞や＜別添3：地域における地球温暖化防止活動 優良事例集＞を参照してください。

補助事業は、PLAN（計画）・DO（実行）・CHECK（評価）・ACTION（改善）を実施し、事業を高度化する手法をまとめた＜別添1：地域における地球温暖化防止活動に係るPDCA実施ガイドライン＞に沿って、実施してください。

そして、手順書に従いPDCAシートを作成し、**令和2年9月及び令和3年1月**に協会に提出してください（別添7 PDCAシート提出概要）。

また、別途、環境省が委託予定のノンステートアクターの取組評価事業の受託者の事業実施に必要な協力をしてください。

4. 応募に当たっての留意事項②

(4) 事業実施にかかる波及効果の把握等

訴求テーマや手法に応じて、各事業の実施による波及効果を把握してください。別添4の情報発信型（能動型）及び双方向体験交流型に該当する事業については、別添6-1（会場アンケート実施概要）に基づき、原則、来場者を対象にアンケート調査等を実施し、その集計結果を協会に提出してください。アンケート票は、別添5-1（会場アンケート設問集）用いますが、1事業で複数テーマを扱う場合は、波及効果の把握のしやすさなどから1つのアンケート票を選択いただくことも可能です。また、加点対象であるITやSNSを活用した事業など、既存アンケート票による調査によりがたい場合は、その代替手段としてヒアリングやWEB・SNSの活用等による波及効果の把握方法を提案いただくことも可とします。

また、別添4の情報発信型（受動型）に該当する事業については、別添5-2（地域アンケート設問集）、別添6-2（地域アンケート実施概要）を参考に、インターネットアンケート等（調査会社の活用等も可）により、リスナーへの啓発効果の検証を1回以上行ってください。検証結果は、**令和3年2月**までに協会に提出してください。この他、各事業においてCOOL CHOICEサイトを御案内いただく場合、同サイト運営事業者が設定する補助事業者ごとの賛同登録画面（QRコード）を利用することで、事業を通じた賛同者数を、波及効果の指標として把握することもできます。

4. 応募に当たっての留意事項③

(5) 感染症予防の観点からの配慮等について

事業計画及び実施に当たっては、その開催時期や条件（密閉空間・密集場所・密接場面を避ける）等、政府や地方自治体から発表される最新の方針等を踏まえて、必要な対応をしてください。

具体的には、応募申請書（別紙 1 - 1）中「効果的な実施のための工夫」の項に、以下の 2 点を記載してください。

① 感染症拡大予防に係る具体的対策

② 当該事業を延期・中止せざるを得なくなった場合の対応策・代替手段

また、個別事業の実施に関する検討状況について報告をお願いする場合があります。

(6) 事業内容の積極的な発信等について

本事業の実施内容・成果については、国による補助金であることを鑑み、国内外を問わず積極的に発信するように努めてください。また、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省「地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業」によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で明示する必要があります。予め御承知おきください。

応募書類について

5. 応募の方法①

【応募書類】

提出書類		代表事業者
ア	応募申請書※1、※2	○（様式第1）
イ	実施計画書※1、※2、※3、※4	○（別紙1－1）
ウ	経費内訳※1、※2、※5	○（別紙2－1）
エ	「COOL CHOICE」賛同証明書※6	○
オ	予算書※7	○※11
カ	会社概要パンフレット等※8	○※12
キ	決算報告書※9	○※12
ク	定款又は法人登記簿	○※12
ケ	暴力団排除に関する誓約書	○※12
コ	その他事業内容に必要な補足資料※10	○

- ※1 必ず協会のホームページからダウンロードして作成してください。
- ※2 事業ごとに様式が異なります。必ず応募申請する事業の様式であるか確認してください。
- ※3 実施計画書における各欄は、必ず漏れなく記入してください。
- ※4 「2. 補助対象となる事業」に掲げる要件が確認できる具体的な資料を必ず添付してください。
- ※5 金額の根拠がわかる書類（見積書）等を参考資料として必ず添付してください。
- ※6 参考「COOL CHOICE賛同証明書の発行について」を参考にしてください。
- ※7 地方公共団体は、予算書の中から申請事業に係る予算計上が確認できる部分を抜粋し、添付してください（申請時以降の補正対応予定の場合は、時期、金額等を明記の上添付（書式自由）してください）。
- ※8 代表事業者の企業パンフレット等、申請者の業務概要がわかる資料。
- ※9 経理状況説明書として直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書
- 応募申請時点において法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出すること。
 - 法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算を提出すること。
 - 申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要さない。
- ※10 その他参考資料（申請書に記載した内容の根拠となる資料や、各事業で提出を求めている資料。）
- ※11 申請者が民間企業・団体等である場合は提出を要さない。
- ※12 申請者が地方公共団体である場合は提出を要さない。



5. 応募の方法②

【提出書類：〔紙媒体〕正本1部、副本1部 〔電子媒体〕1部】

【様式1】 応募申請書 印 PDFファイル 電子媒体に保存の際はExcelファイル形式とする	【別紙1-1】 実施計画書	【別紙2-1】 経費内訳	「COOL CHOICE」 賛同証明書 PDFファイル	予算書 申請者が民間企業・団体等である場合は不要	会社概要 パンフレット等 申請者が市町村である場合は不要	決算報告書 申請者が市町村である場合は不要
定款または法人登記簿 申請者が市町村である場合は不要	暴力団排除に関する誓約書 印 申請者が市町村である場合は不要 PDFファイル	その他事業内容に必要な補足資料 その他参考資料（申請書に記載した内容の根拠となる資料や、各事業で提出を求めている資料。）				

○提出書類は〔紙媒体〕正本1部、副本1部 〔電子媒体〕1部です。

○ア、ケは押印した原紙を郵送してください。

○イは本事業への取り組みを示す書類（首長の宣言）等を必ず添付してください。

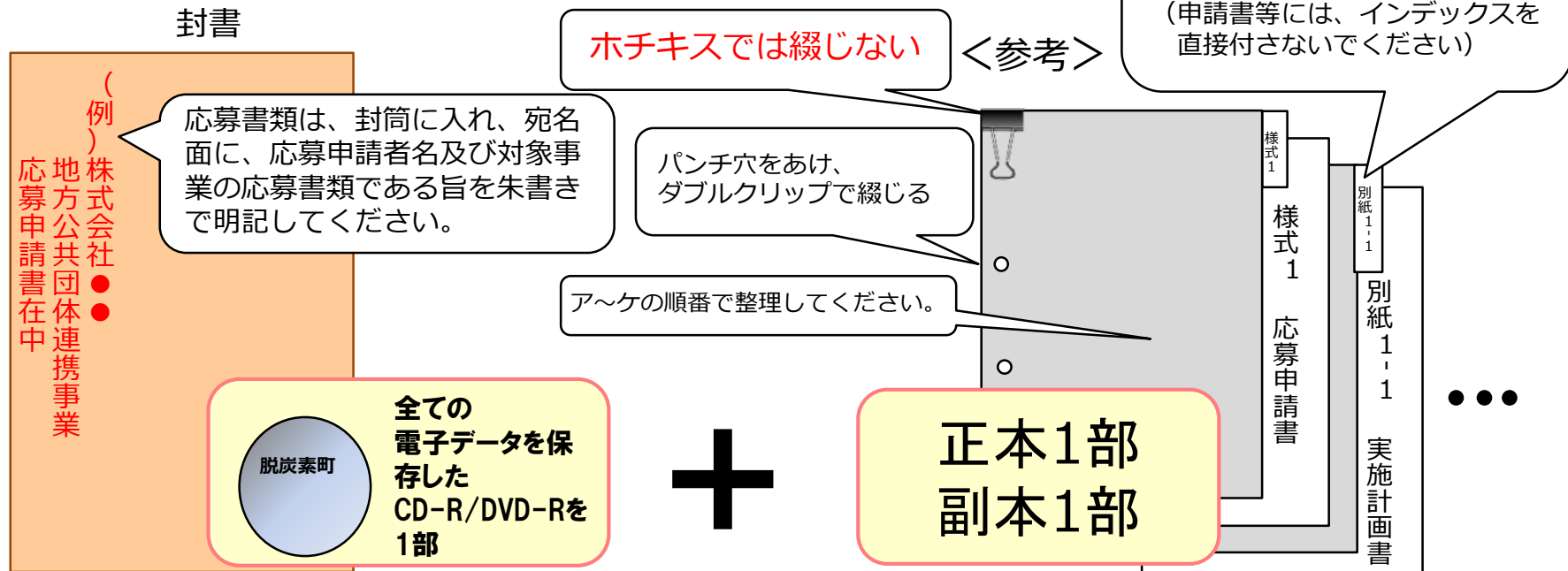
○ウは金額の根拠がわかる書類（見積書）等を参考資料として必ず添付してください。

○キは直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書

5. 応募の方法③

公募要領 p.12

【提出方法】 郵送等に限る



【提出期限・提出先】

令和2年5月18日(月) 17時 必着

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル6階

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 国内事業部 宛

＜ご注意＞

○持参・電子メールによる提出は受け付けません。

○受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

6. 問い合わせ先

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】 地方公共団体連携事業 お問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 国内事業部

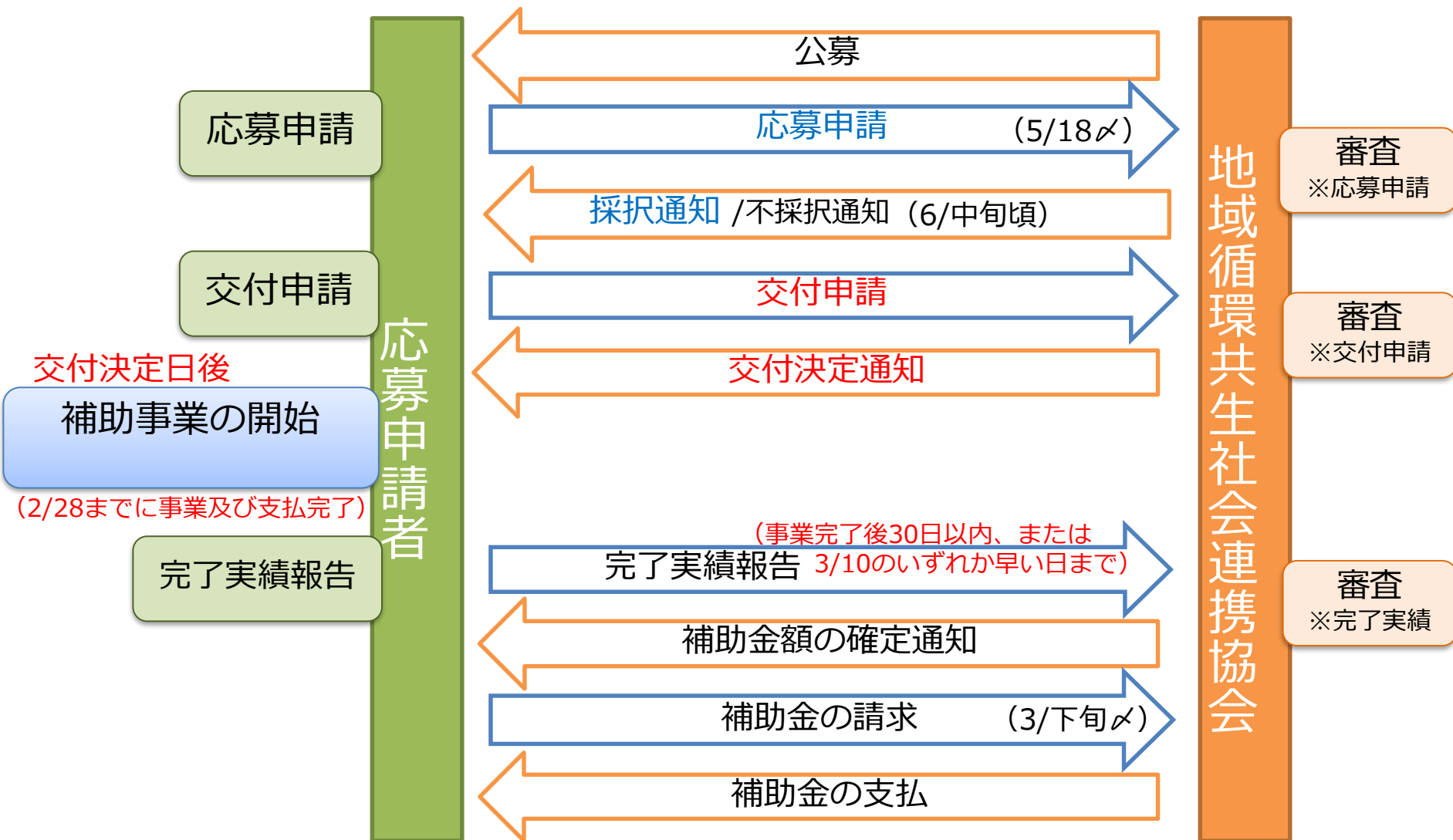
メールアドレス： renkei02@rcespa.jp

<問い合わせ期間>

令和2年5月15日（金） 17時まで

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで





1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

（1）交付申請

公募により採択された補助事業を行う補助事業者には、本補助金の交付申請書を提出していただきます。申請手続等は、交付規程を参照してください。本補助金の対象となる費用は、原則として、令和3年2月28日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するものです。

（2）交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の実施計画が定まっており、Ⅰ. 2.（4）の実施期限までに確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 申請書の記載事項が採択された事業内容と合致していること。
- エ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

（3）事業の開始

補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ア 契約・発注日は、協会の交付決定日以降であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続き（3者以上の見積合わせもしくは入札行為）によって相手先を決定すること。
- ウ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

Ⅱ．補助事業（採択以降）の留意事項について②

（４）補助事業の計画変更等

補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、必要に応じて計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければなりません。当該承認に際しては、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。ただし、次に掲げる軽微な変更については、計画変更承認申請書を提出する必要はありません。

- ・ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- ・ 事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合

また、「４．（５）感染症予防に対する配慮等について」で示したように、当初計画を変更せざるを得なくなる場合には、できるだけ早く御一報ください。

（５）その他

補助対象経費のうち事業を行うために必要な人件費及び業務費についての詳細は、別表第２－１及び別表第２－２の内容となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

Ⅱ. 補助事業（採択以降）の留意事項について③

【補助金の経理等について】

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定し**、交付申請書を提出してください。ただし、地方公共団体における一般会計による事業においては、消費税を含めて補助金額を算定することができます。

＜参考＞暴力団排除に関する誓約事項

応募申請時以下の書類を提出し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約
いただく必要があります。

・役員は会社概要、定款等に記載さ

※申請者が市町村である場合を除く。

- ・役員は会社概要、定款等に記載された役員を全員記載すること。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること

以上

令和 年 月 日

申請者

代表者名 _____ 印 _____

暴力団排除に関する誓約事項

役員名簿

法人・団体名等：

[illegible]

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。

(注2) 役員名簿については、氏名(漢字)(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名(カナ)(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(数字は2桁全角)、性別、役職名を記載すること。
また、外国人については、氏名(漢字)欄には、アルファベットを、氏名(カナ)欄には当該のアルファベットのカナ読みを記載すること。

【補足】 [交付規程 第8条 第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業) 概要

改訂履歴

令和2年4月20日 Ver1.0 初版